

EU／ドイツと中国間の直接投資の動向

2021年3月29日

デュッセルドルフ事務所

本報告書の利用についての注意・免責事項

本資料はJETRO中小企業海外展開支援プラットフォーム事業の一環として、ICH Industrieanlagen Consulting & Handel GmbHの是沢正明氏に委託・作成したものです。2021年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェットロおよびICH Industrieanlagen Consulting & Handel GmbH. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェットロおよびICH Industrieanlagen Consulting & Handel GmbH. が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。また、本レポートで紹介する法令等の厳密な解釈等については、EU、ドイツおよびドイツ国内の各連邦集の関連省庁および法律事務所等にもご確認いただくことをお勧めします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェットロ）
ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェットロ・デュッセルドルフ事務所

E-mail：TCD@jetro.go.jp

JETRO

(要旨)

2020年12月、欧州連合（EU）は中国との間で投資環境の整備を目的とする包括的投資協定（CAI）に原則合意した。この合意には2020年下半期のEU理事会（閣僚理事会）議長国のドイツが重要な役割を果たしたとされ、中国市場へのより良いアクセスを求める産業界の声を受け、ドイツ政府としても、中国との経済面での結びつきを重視していることが伺える。EUとしては今後、CAIの正式な締結に向けて、EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会とで承認を受ける必要があるが、実効性を疑問視する声や中国の人権問題等からCAIの早期批准に対する慎重論も根強く、無事承認されるか否かについては予断を許さない。一方、EUは域外・第三国からの対内直接投資について、包括的なスクリーニング制度を導入、2020年10月に適用を開始した。こうした動きを受け、ドイツでも第三国からの投資規制を強化するなど、警戒感も強まっている。

近年の中国企業による対EU・対独の直接投資動向をみると、減少傾向が継続している。一方、電気自動車（EV）などの成長分野では、中国企業による巨額のグリーンフィールド投資案件がドイツなどで行われている。M&Aについても新型コロナウイルスの影響もあり、減少傾向が続くものの、中国企業からは機械工学や自動車産業のほか、バイオテクノロジーや医療技術分野などを中心に引き続き高い注目が寄せられている。

1. EU - 中国の包括的投資協定 (CAI)

欧州委員会のウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長と欧州理事会 (EU 首脳会議) のシャルル・ミシェル常任議長は、2020 年 12 月 30 日、中国の習近平国家主席とテレビ会談を実施し、市場開放や公正な競争環境の確保など、投資環境の整備を目的とする包括的投資協定 (CAI) に原則合意したと発表した。中国と比べて、外国企業に対して開放的な政策を掲げる EU は、CAI により EU 企業の中国市場へのアクセスの改善や規制緩和が進むとし、欧州委のフォン・デア・ライエン委員長は、CAI を「中国との経済バランスをより均衡にする」ものだと強調した。

CAI が発効した場合、EU 企業の中国向け投資の約半数が集中する製造業など、多くの分野での市場アクセスが改善されることが期待されている。欧州委員会は、例えば、中国向け投資の 28% を占める自動車分野では、EU 企業に対する合弁企業 (JV) 要件が段階的に廃止され、電気自動車などへの参入も認められることが期待されると指摘。さらに、化学、通信機器、医療機器などの分野での規制緩和も見込まれる。また、サービス分野においても、現行の金融分野の段階的な自由化を継続し、不動産や賃貸業、交通機関の修繕保守、広告、市場調査、コンサルティングなどのビジネスサービス分野や、一部の大都市での民間医療機関における JV 要件を撤廃が期待される。また、通信・クラウドサービスにおける投資禁止規定を撤廃され、国際海運や環境関連サービスでも、さらなる市場アクセスが認められることになるとしている。

公正な競争環境に関しては、中国の GDP の 3 割を占める国有企業に対して、通常の民間企業のように商業的考慮 [commercial considerations、GATT 第 17 条 1. (b) では、価格、品質、入手の可能性、市場性、輸送などの購入または販売の条件に対する考慮をいう、と規定] に基づき行動することを求めるほか、国家補助に関する透明性の改善、合弁企業への技術移転を強制する投資要件の禁止、行政手続きにおける企業秘密の保護などの規定も盛り込まれる。

さらに、投資の誘致や保護主義などを目的とした環境や労働分野での既存の規制水準の引き下げの禁止のほか、気候変動に関するパリ協定の順守や、強制労働の廃止などの ILO 基本条約の批准に向けた努力規定も含まれる。

EU としては今後、CAI の正式な締結に向けて、EU 理事会 (閣僚理事会) と欧州議会で承認を受ける必要がある。一方、一部の加盟国や欧州議会議員からは、中国の人権状況を問題視する声や対中政策において米国との協調的な対応を求める声上がるなど、CAI の早期批准に対する慎重論も根強いことから、無事承認されるか否かについては予断を許さない。

欧州やドイツの産業界からは、原則合意を歓迎する声が聞かれる。一方、「協定があっても、投資家が中国で本当に自由な市場アクセスを得ることができるわけではない」(ドイツ産業連盟 (BDI)) など、中国側の姿勢や同協定の実効性を疑問視する声も聞かれている。

表 1 EU-中国による包括的投資協定 (CAI) 原則合意への産業界の反応 (一部)

団体名	声明の内容
欧州産業連盟（ビジネスヨーロッパ） ¹	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月30日、EUと中国が包括的投資協定（CAI）に原則合意したことを歓迎する声明を発表。 ● 中国の国家補助や、合併企業への技術移転の強制、環境基準など、公正な競争環境に関する規定が設けられたことは、現在の市場のゆがみに対応するものだと評価。 ● CAIによって、EU・中国関係がよりバランスが取れたものとなり、EU企業の中国市場への参入機会の拡大につながるとともに、EUの投資家にとって法的安定性が高まると指摘。 ● 投資分野について、CAIに投資の保護に関する規則を盛り込むべきと指摘。市場参入機会が拡大すると同時に、投資に対するハイレベルな保護や、中立的かつ効力がある紛争解決メカニズムを設けることが必要だとして、今後の交渉へ期待。
デジタルヨーロッパ （欧州の情報通信技術（ICT）関連産業団体） ²	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月30日付声明で原則合意に至ったことを歓迎。 ● EUにとって、中国は貿易や世界的な課題への対応で重要なパートナーとなりつつある一方で、テクノロジー市場では競合相手でもあると指摘。CAIによって、欧州企業に公正な中国市場への参入、成長機会が与えられることに期待感を示す。 ● CAIが今後のEU・中国関係の重要な基盤となるとして、テクノロジー関連の継続的な対話が協定を補完する重要な要素を果たし、公正で互恵的な市場参入の確保につながると指摘。 ● 協議を通じて、データ・ローカライゼーション（国境を越えるデータの移転規制）、基準や相互運用性、さらには知的財産権の保護、ライセンス契約に関する諸規制などの分野についても両者が対応し、中国が引き続き国際社会と足並みをそろえ、協調的かつ開放的な精神を認識することを要望。 ● CAIによって、WTOの電子商取引に関する協議、情報技術協定（ITA）や政府調達協定（GPA）などといった多国間協

¹ <https://www.buinesseurope.eu/publications/eu-china-deal-can-be-important-step-rebalance-relationship>

² <https://www.digitaleurope.org/news/digitaleurope-statement-on-the-eu-china-comprehensive-agreement-on-investment-cai/>

	<p>議でも、EU と中国の協調関係が深化することに期待。</p>
<p>ドイツ連邦政府／経済エネルギー省 (BMWi) ³</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ドイツ政府は 12 月 30 日、同協定について「欧州企業による中国市場へのよりよいアクセスを可能にするとともに、双方の企業の公平な競争環境と持続可能な開発の実現を見据えたもの」と説明。2020 年下半期の EU 理事会（閣僚理事会）議長国として、ドイツが合意に重要な役割を果たしたとして成果を強調。 ● 経済・エネルギー省は「通商政策上のマイルストーンとなった」とするペーター・アルトマイヤー経済・エネルギー相のコメントを紹介 ● 交渉を通じて、金融や通信、環境、健康、ロジスティクスなどのサービス産業や、e-モビリティをはじめとする製造業など幅広い分野で、EU 企業による中国市場へのアクセス改善を獲得したと指摘。 ● 中国の国有企業に関連した公正な競争環境や、補助金制度の透明性の確保、強制的な技術移転の回避などについても、改善への期待感を示す。
<p>ドイツ産業連盟 (BDI) ⁴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資協定の原則合意について「包括的な協定に向けた重要な一歩」とするヨアヒム・ラング事務局長のコメントを発表。 ● 一方で、「協定があっても、投資家が中国で本当に自由な市場アクセスを得ることができるわけではない」と指摘。中国政府が実際にこれらの改善をどのように実施するのか、想定される執行メカニズムが機能するか否かが重要と強調。 ● 環境保護や人権、労働基準などの重要なテーマについては、米国などとも足並みをそろえつつ、継続的に協議していくことが重要と指摘。
<p>ドイツ自動車工業会 (VDA) ⁵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ヒルデガルト・ミュラー会長が、協定の原則合意に歓迎の意を発表。「会員企業にとって、(中国市場における) 事業計画と投資の安定性が強化される」と指摘。 ● 2020 年 11 月 15 日に署名された東アジア地域包括的経済

³ <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Pressemitteilungen/2020/12/20201230-altmaier-eu-china-investitionsabkommen-ist-handelspolitischer-meilenstein.html>

⁴ <https://bdi.eu/artikel/news/wichtiger-baustein-fuer-politische-beziehungen-europas-mit-china/>

⁵ <https://www.vda.de/de/presse/Pressemeldungen/201230-Automobilindustrie-begruet-EU-China-Investitionsabkommen.html>

	<p>連携協定 (RCEP) を引き合いに、「RCEP が貿易・投資協定がいかにかに重要かを欧州に再度示した」と指摘、今後できるだけ早期の批准が必要とした</p>
--	---

(出所) 各企業 HP よりジェトロ作成

2. EU およびドイツにおける外国資本の規制の強化

(1) EU による対内直接投資審査規則

EU は 2020 年 10 月 11 日、2019 年 4 月に発効させていた対内直接投資審査規則の全面適用を開始した⁶。世界各国で安全保障を理由とした外資規制強化が進む中、同規則は、安全保障や公の秩序の保護を目的に、域外からの直接投資に対し、その是非を審査 (スクリーニング) するものである。同規則は、各加盟国に投資スクリーニング制度の導入を義務付けるわけではないが、欧州委員会は、新型コロナウイルスにより株価が暴落した域内企業などを守るため、ガイダンスを通してスクリーニング制度の導入・強化を加盟国に訴えてきた。

これを受けてドイツほか、フランス、イタリアなどの主要国では、同規則に準拠するかたちで自国の投資スクリーニング制度の強化が行われている。また、スロベニアでは 2020 年 5 月 30 日に投資スクリーニング制度を導入する法律が発効⁷、またチェコ⁸やアイルランド⁹など、複数の EU 加盟国でも、同制度の導入に向けた議論が進んでいる。

同規則はまず加盟国に対して、外国投資の審査時に検討すべき要素を例示する。審査対象とすべき分野・業種としては、重要インフラのほか、重要技術や個人情報を含む機微な情報へのアクセスなどが列挙されている (同規則 4 条 1 項)。重要技術には人工知能 (AI)、ロボティクス、半導体、サイバーセキュリティー、航空・宇宙、防衛、エネルギー貯蔵、量子・核技術、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなどが含まれる。その他、検討すべき審査要素として、当該投資が国営企業など投資元国の政府により支配されているかといった点も挙げられている (4 条 2 項)。

さらに同規則は、加盟国レベルで行われる投資スクリーニング制度の運用について、EU 内の連携を強化する規定も設ける。規則によれば、ある加盟国が外国投資の審査を行う場合、その詳細を速やかに欧州委員会と他の加盟国に通知しなければならない (6 条 1 項)。他の加盟国は当該投資が自国の安全保障や公の秩序にも影響を及ぼすと判断する場合、審査国にコメント (comments) を通知することができる (6 条 2 項)。欧州委員会も同様に、当該投資が複数の加盟国に、あるいは EU 全体の利益として進められているプログラムに影響を及ぼすと判断する場合、意見 (opinions) を送付することができる (6 条 3 項、8 条)。審査国はこうしたコメントや意見について、十分な検討を行うべきとしている。またこうした

⁶ <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2019/452/oj>

⁷ <https://www.uradni-list.si/glasilo-uradni-list-rs/vsebina/2020-01-1195/zakon-o-interventnih-ukrepih-zamilitiv-in-odpravo-posledic-epidemije-covid-19-ziuoope>

⁸ <https://www.mpo.cz/cz/rozcestnik/pro-media/tiskove-zpravy/klicove-ceske-firmy-ochrani-pred-rizikovymi-investory-zakon-253903/>

⁹ <https://dbei.gov.ie/en/News-And-Events/Department-News/2020/September/20200913.html>

コメントや意見は、投資を受け入れる加盟国が審査をしていない外国投資（計画段階の投資や実行済みの投資）についても通知が可能（7条1項、2項）。なお、EUは2020年10月9日に同規則に関するQ&A¹⁰を公開した。

（2）ドイツにおける外国資本の規制

ドイツには、外国資本が国内企業を買収する際の法律として、対外経済法(AWG: Außenwirtschaftsgesetz)及び対外経済令 (AWV: Außenwirtschaftsverordnung)がある¹¹。以下では、これまでの経緯を振り返りたい。

2016年6月の中国家電大手、美的集団による産業用ロボットメーカーのクーカ (KUKA AG) 買収が発端となり、技術流出と社会・経済・防衛インフラにおける、中国企業および中国政府からの影響力に対する不安が国内で高まりを見せた。これを受け、ドイツ連邦政府は2017年7月に対外経済法施行令を改正し、軍事産業やセキュリティなどの特定産業に従事する企業を買収・出資の際の審査期間延長、重要なインフラ産業などの企業に対する、EUおよび欧州自由貿易連合 (EFTA) 非加盟国の企業による買収・出資(25%以上の議決権に当たる資本の取得)の際の経済エネルギー省への買収通知と、同省による審査の義務化といった、外国企業によるドイツ企業を買収に係る規制を強化した。

しかし、その後も、2018年2月には吉利汽車によるダイムラーへの資本参加や、同年の数度にわたる寧波継峰汽車零部件による自動車内装部品メーカー大手グラマー (Grammer) の株式取得といった案件が続いた。2018年7月には国家电网 (SGCC) による送電網事業者 50ヘルツ (50 Hertz) の資本参加を、ドイツ復興金融公庫 (KfW) が20%の株式購入で阻止、同8月には煙台市台海集団による精密機械メーカーのライフェルト・メタル・スピニング (Leifeld Metal Spinning) の買収を政府が拒否する事態にまで至った。

こうした状況を踏まえ、ドイツ政府は、2018年12月、EUおよびEFTA非加盟国の外国企業が安全保障および防衛上重要なインフラ企業の株式を取得する場合の審査対象を、従来の議決権25%以上から10%以上に引き下げ、外国企業によるドイツ企業を買収に係る規制をさらに強化した。審査対象の引き下げは、水道、ガス、電気等のインフラ供給や国家安全保障分野、防衛関連の企業などで、メディア関連企業も対象に含まれる^{12,13}。経済エネルギー省によると、2019年にはドイツ企業の国外資本による買収案件106件に関して申請審議を行っているという¹⁴。

さらに上述のとおり、欧州全体での第三国からの直接投資に関する危機感の高まる中、EUの対内直接投資の審査（スクリーニング）に関わる規則に国内法を適合させるべく、

¹⁰ https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/june/tradoc_157945.pdf

¹¹ <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/investitionspruefung.html>

¹² https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/XYZ/zwoelfte-verordnung-zur-aenderung-der-aussenwirtschaftsverordnung.pdf?__blob=publicationFile&v=4

¹³ <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Pressemitteilungen/2018/20181219-staerkung-unserer-nationalen-sicherheit-durch-verbesserte-investitionspruefung.html>

¹⁴ <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/investitionspruefung.html>

2020年4月8日、外国直接投資の審査を強化する対外経済法（AWG）の第16次改正法案を閣議決定、2020年7月16日に改正した。これにより、重要分野における情報や技術の国外流出を防ぐことを目的として、該当分野の企業に対するEU域外の企業のドイツ企業への出資に関して連邦政府はより包括的かつ予見的に審査を行うことが可能になった。EU域外企業による投資・出資の可否についての経済・エネルギー省（BMWi）による審査基準は、公の秩序および安全保障に対して「実質的かつ深刻な脅威をもたらす」から、「悪影響を及ぼす可能性がある」へと変更されたほか、投資が引き起こしうる悪影響については、ドイツだけでなく、EU加盟国やEUのプロジェクトにまで考慮の範囲を広げる。また、これまでは防衛分野を除いて、事前報告の対象となる買収や出資は経済・エネルギー省の審査中でも行えたため、審査終了前に買収を既成事実化させるケースがあったことから、改正に伴い、審査中の買収や投資は審査終了まで無効扱いとなる。

こうした規制については、今後運用面に注目が集まる。ドイツの主要通信社のdpa通信などが閣議決定の文書を基に2020年12月3日に報じたところによると、ドイツ連邦政府は対外経済法（AWG）と同法施行令（AWV）に基づき、中国の国有企業で航空宇宙分野の軍需企業である中国航天科工集団（CASIC）によるドイツの中堅企業IMSTの買収阻止を閣議決定した。IMSTは衛星通信やレーダー通信、第5世代移動通信システム（5G）技術の分野で特別な専門知識を持つ。閣議決定の文書によると、IMST買収に関する調査の結果、「現実的かつ深刻な危険」が確認されたという。具体的には、IMSTはドイツの地球観測衛星「TerraSAR-X（テラサーエックス）」向けに重要な部品を開発しており、国防省はTerraSAR-Xのデータを購入し、軍事目的で高精度の3次元（3D）標高モデルを作成。この標高モデルは、例えば、偵察やコマンド、シミュレーション、武器などのシステムに使用されるため、買収を阻止しなければこれらのノウハウが中国に流出し、軍事用途に活用される可能性があるという（2020年12月3日付「シュピーゲル」紙）。一方、欧州当局が中国企業の参入による公正競争の阻害と市場のゆがみへの一定の懸念を表明しつつも、買収に至った例もある。ドイツ鉄道設備大手のフォスロは、中国の国有企業・中国中車（CRRC）傘下の中車株洲電力機車（CRRC ZELC）によるフォスロの機関車事業（フォスロ・ロコモーターズ）買収に関し、ドイツ連邦カルテル庁の2020年4月27日の承認決定を受け、同事業の売却が同年6月1日に完了したと発表している。

現在ドイツでは、対外経済令（AWV）の第17次改正に向け、議論が進められている。2021年1月に法案が発表された法案では、EU域外の買収者がドイツ企業の議決権の10%以上を取得する場合に通知義務が生じる対象分野が特にテック関連分野を中心に大幅に拡大された¹⁵。特に拡大された分野は以下の通り。

- 地球探査衛星システム
- サイバー攻撃や虚偽情報の生成、監視や抑圧のための音声解析や生体認証、位置情

¹⁵ <https://www.bmw.de/Redaktion/DE/Artikel/Service/Gesetzesvorhaben/erstes-gesetz-aenderung-aussenwirtschaftsgesetz.html>

報等の分析等、人工知能を使用した濫用的行為を行う商品

- 自動運転車、ドローン又はナビゲーションシステムなどの関連部品・システム
- 産業用ロボット（部品・システムを含む）
- マイクロ又はナノ構造の非光学回路（集積回路）及び光学回路、関連部品、製造・加工ツール等
- サイバー防衛用 IT 製品又はその部品
- 航空・航空貨物サービス、航空機・航空宇宙製品
- 原子力技術を用いた製品
- 量子情報科学、量子コンピューター、量子センサー、量子計測、量子暗号、量子通信、量子シミュレーションなど、量子技術を用いた製品
- 3D プリント技術を用いた製品および部材等
- 5G などのデータグリッド用の製品
- スマートメーターゲートウェイ又は当該ゲートウェイ用のセキュリティモジュール
- 欧州委員会の原材料イニシアチブの枠組みの中で重要な原材料のリストとして指定され、ドイツ政府が指定した原材料
- 秘密特許で保護された製品
- 10,000 ヘクタールを超える農業地域で直接的または間接的に食品の供給又は農業を営む企業

また審査にあたって、買収者が第三国の他の政府機関または軍隊を含む政府によって直接的または間接的に管理する場合や、これまでにドイツや他の EU 加盟国において、治安に悪影響を及ぼす活動に関与していたか否か、また買収者の代理人が、ドイツで競争法や外国貿易法等に違反していないかなども考慮するとしている。

政府は 2021 年 2 月 26 日まで期限として同改正案に関して意見を募っていたが、産業界からは否定的な意見や改善を求める声が多く寄せられている。たとえば、ドイツ商工会議所連合会（DIHK）は、「ドイツ企業の大多数は、ビジネス上の意思決定の縮小が進むことに批判的である」としたうえで、今回の改正がドイツ企業を含む関係者と外国投資家に必要書類の作成等事務作業が増加するだけでなく、レビュープロセス自体の期間とそれに伴う不確実性が「重大な負担」となると指摘した¹⁶。ドイツ産業連盟（BDI）¹⁷も一部の対象分野を明確化することを要望するとともに、定期的に対象分野のレビューを行うこと、また審査の一部簡素化や効率化による企業の負担軽減等の改善を求めている¹⁸。

3. 中国の対 EU 直接投資

¹⁶ <https://www.dihk.de/de/aktuelles-und-presse/aktuelle-informationen/deutsche-wirtschaft-fuer-investitionspruefung-mit-augenmass-37710>

¹⁷ <https://bdi.eu/artikel/news/awg-novelle-bdi-gegen-schaerfere-investitionskontrollen/>

¹⁸ <https://bdi.eu/publikation/news/17-awv-novelle/>

ドイツのシンクタンクメルカトル中国研究所によると、欧州連合（EU）への中国による外国直接投資（FDI）は、2019年も減少傾向が継続した¹⁹。EU28 各国における中国の直接投資は2018年の180億ユーロから2019年の120億ユーロへと33%減少し、2013年の水準にまで落ち込んだ。これは2016年以降、中国の世界各国への対外投資は下降軌道にあり、この動きに沿ったものといえる。メルカトル中国研究所はこれらの理由について、①2017年以降の中国政府による海外等に対する規制強化、②主要投資家への非合理的な海外投資に関する取り締まり、③レバレッジ解消キャンペーンによる中国企業の海外資産購入資金の拠出能力の低下の3点を指摘している。

2019年の中国による対EU直接投資の投資先を見ると大きな変化が見られた²⁰。これまで多くの資本を受け入れてきた英国、ドイツ、フランスの3か国の2019年の全体に占めるシェアは34.6%と、2018年の45%、2017年の71%から大きく減少した。一方、北欧諸国が全投資の53%を獲得した。メルカトル中国研究所は、この要因について中国最大のスポーツウェアメーカーであるアンタスポーツ（安踏体育）によるフィンランドのスポーツ用品・関連機器の総合企業アミアグループ（Amer）の買収案件や、深圳市に本拠を置く不動産開発会社の恒大集団（China Evergrande Group）によるサブブランドを傘下に持つナショナル・エレクトリック・ビークル・スウェーデン（NEVS）社の買収など、いくつかの大規模なM&A取引によるものとしている。

なお、メルカトル中国研究所によると、グリーンフィールド投資が占める割合は投資額ベースでは全体の5%程度、投資件数ベースでは40%程度と、昨年から大きな変化は見られなかった。一方、薬明生物技術有限公司（Wuxi Biologics）の 아일랜드での製造拠点およびワクチン工場の建設²¹や、ドイツにおける寧徳時代新能源科技股份有限公司（CATL）のバッテリーセル工場建設プロジェクト²²等、現在すでに公表されている大型投資案件を勘案すると、今後グリーンフィールドの投資額に占める割合は増加するとの予想も示している。

中国による対EU企業のM&Aについては、新型コロナウイルス危機の影響もあり、2020年も減少傾向が続いているようだ。大手会計事務所アーンスト・アンド・ヤングが2021年3月に発表した調査によると、2020年の中国企業によるEU企業の買収案件は132件と、前年（182件）から28%減少したという²³。取引額ベースでも15億USドルと前年（172億USドル）から91%減少した（いずれもスタートアップへのベンチャーキャピタル投資は含まない）。

¹⁹ <https://merics.org/en/report/chinese-fdi-europe-2019-update>

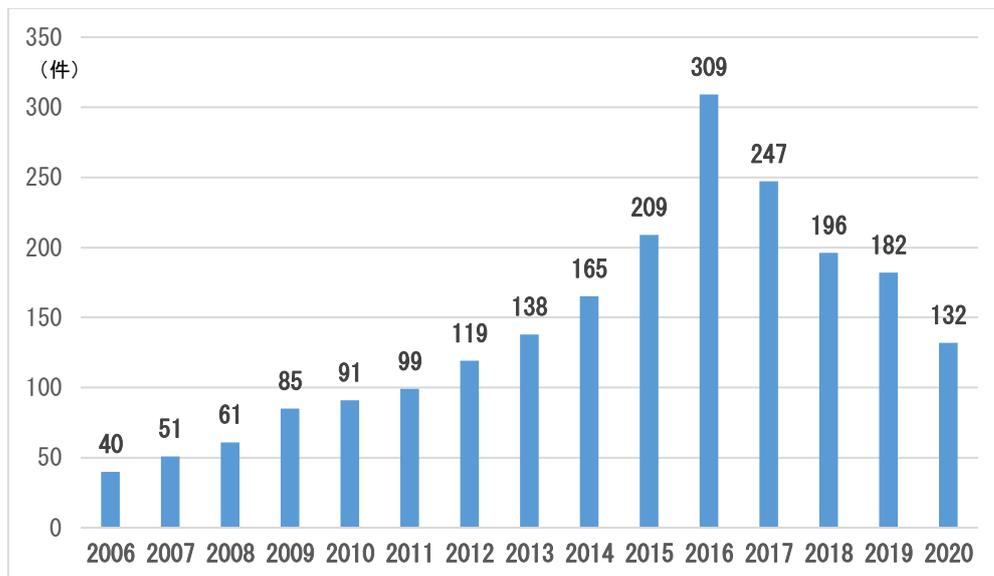
²⁰ <https://merics.org/en/report/chinese-fdi-europe-2019-update>

²¹ <https://www.prnewswire.com/news-releases/wuxi-vaccines-to-build-a-240-million-manufacturing-facility-in-ireland-300963906.html>

²² <https://www.prnewswire.com/news-releases/catl-starts-construction-of-its-first-overseas-factory-in-germany-300941142.html>

²³ https://www.ey.com/de_de/news/2021/03/ey-chinesische-investoren-in-europa-2021

図1 中国企業による欧州企業の買収案件数の推移



(出所) アーンスト・アンド・ヤング

アーンスト・アンド・ヤングが公表したレポートについて、投資先を国別にみると、件数ベースではドイツが昨年に続き、28件と最も多く、英国、フランスが続いた。一方、前年との比較（39件）からは減少した。また買収先の企業を産業別にみると、取引ベースでは製造業が6億9700万ユーロで最も大きく、件数ベースでも36件と最も多かった。ついで健康産業、消費財、ハイテク産業などが続いた。

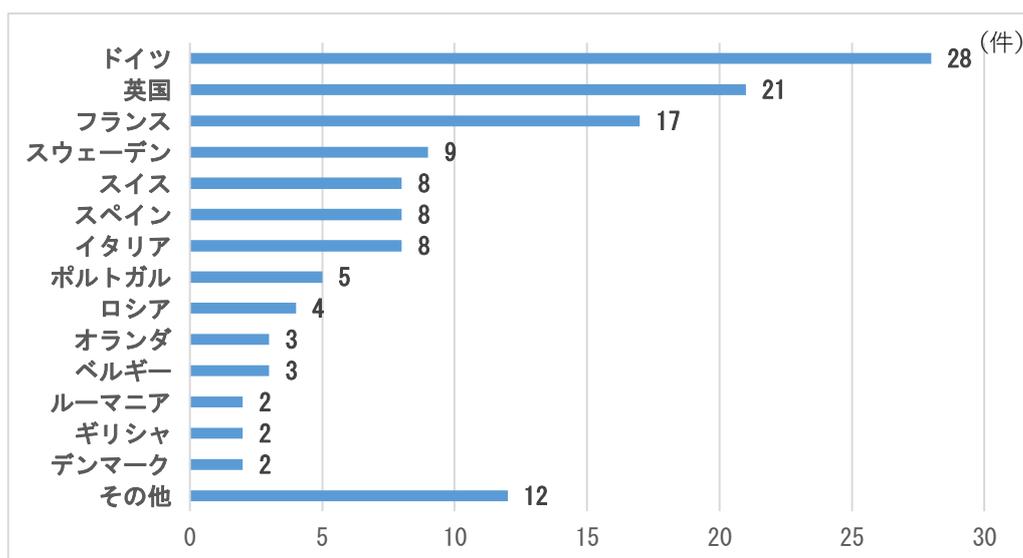
最近の主要案件としては、恒大集団（China Evergrande Group）によるナショナル・エレクトリック・ビークル・スウェーデン（NEVS）社の買収や、中国の騰訊（Tencent Group）によるミュンヘンのエアタクシー開発者 Lilium への資金注入、中国交通建設（China Communications Construction Group）によるポルトガルの建設会社 MotaEngil への投資などが挙げられた。また、薬明生物技術有限公司（Wuxi Biologics）が、バイエル AG が新型コロナウイルスおよびその他の生物製剤に対するワクチンを製造するためのプラントを1億8400万 US ドルで取得した案件や中国の製薬会社 Fosun Pharma が、マインツに本拠を置くバイオテクノロジー企業 BionTech の少数株式を5,000万 US ドルで取得するなどの案件など、新型コロナウイルス関連の取引もみられた。

またアーンスト・アンド・ヤングは、2019年の事案も含めてみると、既述のアンタスポーツによるアメアグループの買収案件や、中国家電大手ハイアールによるイタリアの家庭用電化製品メーカーのキャンディ（Candy）の4億7500万ユーロの買収など、消費財分野での大型案件の成立もみられると指摘している。また、情報通信技術（ICT）分野における取引も引き続き活発であり、中国の鉄鋼メーカー江蘇沙鋼集团有限公司（Jiangsu Shagang Group）による英国のデータセンター運営会社グローバルスイッチの株式保有の増加や、ノートパソコンやスマートフォン用のタッチパネル・チップや指紋識別チップ等の

開発・製造を行う中国の深圳市匯頂科技股分有限公司 (Shenzhen Goodix Technology CoLtd) によるオランダの NXP セミコンダクターズ (NXP Semiconductors) の音声およびオーディオ事業の買収、中国 IT 大手のアリババグループ (Alibaba) によるドイツのビッグデータスタートアップであるデータアーティサンス (DataArtisans) の買収などの案件があった。

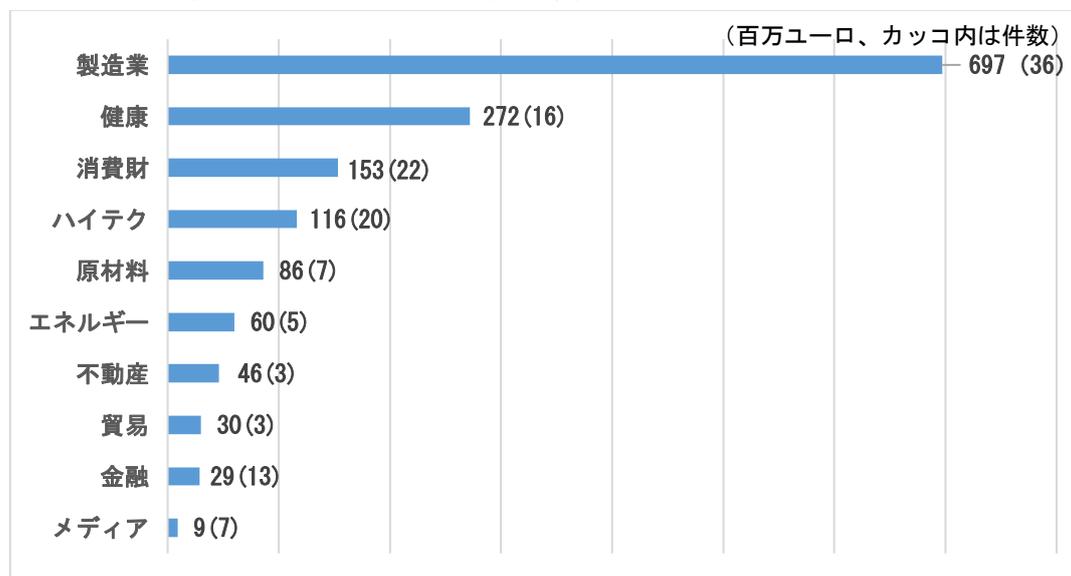
アーンスト・アンド・ヤングは、2020 年の M&A 案件の大幅な減少について、特に新型コロナウイルスによる感染拡大の影響が大きいと指摘している。世界的な経済が減速する中、欧州各国でロックダウンが導入され、中国人投資家自身の事業にも大きな影響が出た。さらに過去に欧州企業を買収した中国企業は、売上減少に直面した結果、財政を圧迫し、リストラを迫られるケースも散見されたという。また、対象企業の事業見通しに関する不確実性も取引市場を停滞させたほか、各国による移動制限と封鎖措置により、取引開始後の実行フェーズで問題を抱えるケースも多かったとしている。

図 2 2020 年の中国企業の EU 企業買収件数 (国別)



(出所) アーンスト・アンド・ヤング

図3 2020年の中国企業によるEU企業の買収案件（産業別）

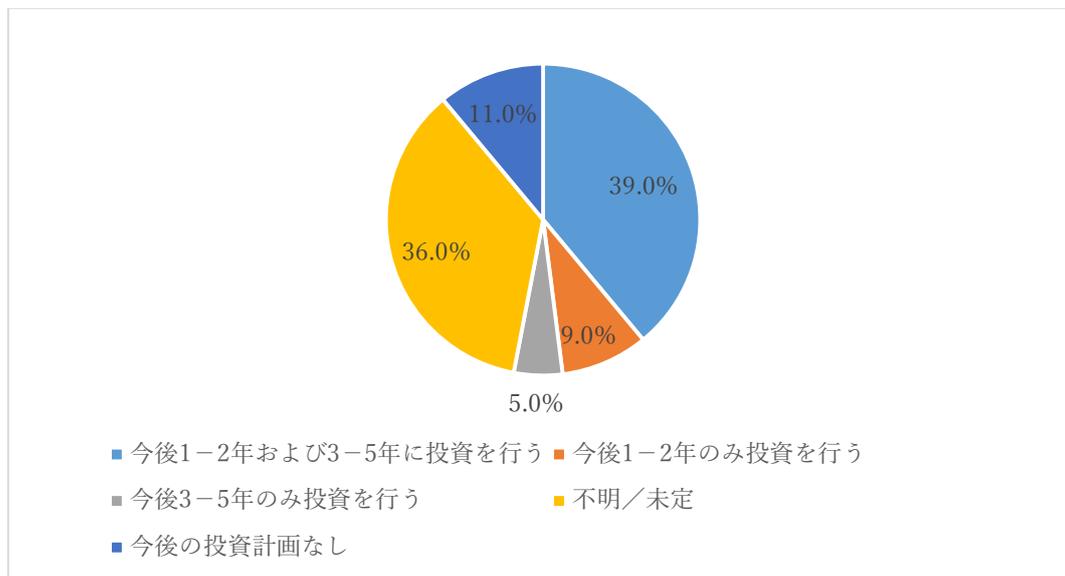


(出所) アーンスト・アンド・ヤング

アーンスト・アンド・ヤングは、欧州側の政治的な警戒感の高まりや新型コロナウイルスによるパンデミックの影響が指摘される一方、機械工学や自動車産業のほか、バイオテクノロジーや医療技術分野などを中心に、中国企業による欧州市場への関心は引き続き高いと指摘している。同社が2020年12月に発表した調査結果²⁴によると、過去10年以内に欧州へ進出（合併、買収、直接投資、ベンチャー進出等）もしくは投資を計画している中国企業66社のうち、半数以上（53%）が、今後5年間に欧州における投資を継続すると回答したという。36%は未定、明確に投資計画がないと回答した企業は11%にとどまったという。アーンスト・アンド・ヤングは、86%の企業は新型コロナウイルス禍により影響を受けているにもかかわらず、多くの企業が欧州への投資を継続する意思を示したと分析している。その背景として、「自社の技術やノウハウを確保し、研究開発能力を改善するため」と回答した企業が53%と最も多く、ついで42%が「自社の製品ポートフォリオを拡大するため」と回答、さらに30%の企業は「欧州市場とその所得水準が高い消費者へより良いアクセスを確保するため」と回答した。また、4分の3の企業は過去の投資に満足しており、そのうち12%は「非常に満足している」と回答している。

²⁴ https://www.ey.com/de_de/news/2020/12/ey-corona-pandemie-haelt-chinesische-unternehmen-nicht-von-investitionen-in-europa-ab

図4 中国企業による今後の欧州における投資計画（＊）



（出所）アーンスト・アンド・ヤング

※対象は過去10年以内に欧州へ進出（合併、買収、直接投資、ベンチャー進出等）もしくは投資を計画している中国企業66社

中国の国有企業の動きにも注目が集まる。メルカトル中国研究所は、中国の国営企業による投資動向についても大きな変化が見られると指摘する²⁵。国営企業による直接投資は、2010～2015年の総投資額の70%以上を占めた一方、2016年は、中国の民間企業が世界規模で大規模買収を行ったことにより、50%を下回った。さらに2018年には、海外投資に対する中国の制限が国有企業と民間企業の両方に影響を与え、総投資額に占める国有企業のシェアは再び50%を下回った。2019年には、国有企業のシェアはわずか11%にまで減少している。メルカトル中国研究所は、この背景について、民間企業による重要な買収案件が行われたほか、中国政府による海外投資への継続的な規制、EUの対内直接投資に関する防衛政策の強化、EU内の規制環境の変化などを挙げている。

4. 中国の対ドイツ投資

ドイツ貿易・投資振興機関（GTAI）が2020年5月に発表したレポートによると、2019年の中国からドイツへ新たに進出したのは154社だった²⁶。国別で見ると、中国は、米国（302件）、英国（185件）、スイス（184件）について4位となり、ここ数年間で初めてトップ3から脱落した。GTAIのロバート・ヘルマン総裁は、ドイツの公共放送連合体が運営する国際放送ドイチェ・ウェレに対し、「ドイツに進出する中国企業の数に4年間減少して

²⁵ <https://merics.org/en/report/chinese-fdi-europe-2019-update>

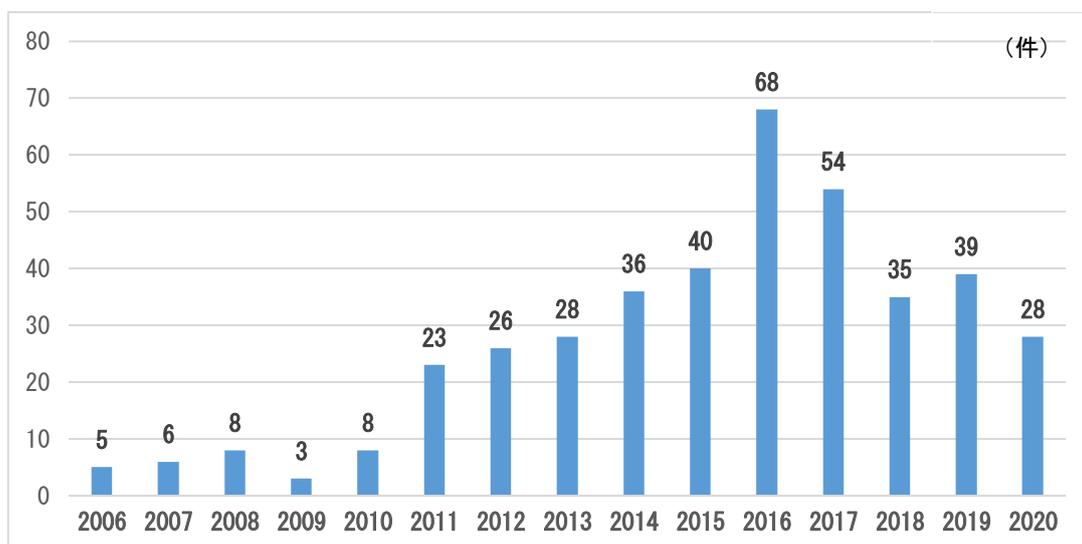
²⁶ <https://www.gtai.de/resource/blob/68328/7511eade7b1e609e7cc6a15f6aba27df/special-fdi-reporting-download-data.pdf>

おり、2016年の281社から現在はほぼ半減している」とコメントしている²⁷。ヘルマン総裁は、その要因として、中国政府による国内企業の海外投資規制強化のほか、米国との貿易戦争による経済減速を指摘した。

全体の投資件数は減少傾向にあるものの、今後電気自動車等の拡大を見据え、バッテリー製造に関する大型投資が目立つ。中国の車載電池メーカー大手寧徳時代新能源科技（CATL）は、2019年10月、テューリンゲン州の州都エアフルト市近郊に大規模工場を建設すると発表、2024～2025年までには、最大2,000名を雇用するとしている。同社は、2022年までに14ギガワット毎時の電池生産を開始する²⁸。さらに、中国自動車大手の長城控股集团（Great Wall Holding Group）傘下の車載電池メーカー蜂巢能源（SVOLT）は2020年11月、ドイツのザールラント州に2工場を建設する計画を発表している。同社は、総額20億ユーロを投資し、蓄電容量で年間24ギガワット時の生産能力を構築するほか、2,000名の雇用を創出するとしている²⁹。

アーンスト・アンド・ヤングが2021年2月に発表した調査によると、中国企業によるドイツ企業買収案件数は2016年をピークに減少傾向にある³⁰。直近の2020年は、新型コロナウイルスの影響もあり、28件と前年を大きく下回った。

図5 中国企業のドイツ企業買収件数の推移



(出所) アーンスト・アンド・ヤング

5. 中国企業による欧州企業・団体との共同研究開発

²⁷ <https://www.dw.com/de/china-nicht-mehr-unter-top-investoren-in-deutschland/a-53508855>

²⁸ <https://www.prnewswire.com/news-releases/catl-starts-construction-of-its-first-overseas-factory-in-germany-300941142.html>

²⁹ <https://svolt-eu.com/en/svolts-24-gwh-battery-cell-factory-comes-to-germany/>

³⁰ https://www.ey.com/de_de/news/2021/03/ey-chinesische-investoren-in-europa-2021

中国の主な投資分野である研究・開発や生産については、依然として多額の投資がされているとの指摘もある³¹。たとえば、スウェーデンのボルボ社を買収した Geely ホールディングの子会社である Geely Auto Technical Deutschland 社は、2019年5月、ヘッセン州のフランクフルト近郊のラウンハイム(Raunheim)に研究開発センターを建設している³²。新たな駆動システムや次世代モビリティ技術におけるイノベーションを促進すべく、今後5年間で300名のエンジニアや技術スペシャリストを雇用するとしている。

メルカトル中国研究所は、中国と欧州の企業間の研究開発協力のほか、中国企業と欧州の大学や学術機関等とのパートナーシップや、欧州政府や研究機関等が支援または関与するプロジェクトに中国企業が関与するケースが増えていると指摘している³³。背景として、中国が研究開発分野に多額の投資を行い、革新的な技術を持つ企業が多数生まれていることから、欧州側が中国企業との共同研究開発を魅力的な機会と捉えるケースが多いことが挙げられる。また、欧州企業が中国のパートナーやクライアントニーズに自社の製品やサービスを適用させる必要性・重要性を感じていること、中国の人材プールやハイテク産業クラスターの活用にメリットを感じるなどの理由も挙げられている。一方、メルカトル中国研究所は、共同研究開発の枠組みの中で中国企業に対して最先端技術へのアクセスを許可することは、企業買収により戦略的技術資産の取得することと同様、欧州の経済競争力に長期的な悪影響を与える可能性があるとして指摘している。特に軍事産業への技術移転のほか、人権侵害が疑われる活動に直接的・間接的に寄与することは、欧州側のプレーヤーにとっても深刻なレピュテーションリスクを伴うとの懸念を示している。

³¹ <https://www.dw.com/de/china-nicht-mehr-unter-top-investoren-in-deutschland/a-53508855>

³² <http://global.geely.com/media-center/news/geely-auto-opens-research-development-centre-in-germany/>

³³ <https://merics.org/en/report/chinese-fdi-europe-2019-update>